平成２５年（フ）第６０号
滋賀県守山市岡町39番地　本城アパート２号室
債務者　森田　敏晴
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２号
兵庫県伊丹市池尻３丁目220番地の10
債務者　**裴**田　　幹
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第６２号
兵庫県宝塚市山本丸橋３丁目13―２グランドゥール宝塚201、住民票上の住所岐阜県山県市葛原5223番地の２
債務者　大西　早苗
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第６６号
兵庫県川西市南花屋敷３丁目４―22、住民票上の住所兵庫県宝塚市山本南３丁目11番15―210号
債務者　松下　健治
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１２４号
兵庫県加古川市野口町古大内191番地の１シマブン野口寮５―202Ｂ号
債務者　三宅　俊二
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１６１号
兵庫県姫路市打越644番地７
債務者　藤原　修治
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２４号
兵庫県豊岡市中陰520番地の１アメニティ豊岡Ⅱ205
債務者　楠井　雅裕
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１７２号
鳥取県西伯郡南部町天萬1068番地４
債務者　山川由貴子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第２０号
鳥取県境港市上道町2124番地４
債務者　門城　恵子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第４１号
岡山県真庭市三田76番地２
債務者　林田美津子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第４２号
岡山県倉敷市西岡284番地５
債務者　藤下マサ江
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第５６号
広島市安佐北区亀崎２丁目20番93―205号
債務者　下田　優佳
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１９号
広島市中区本川町２―４―10　亀田ビル401、住民票上の住所広島県世羅郡世羅町大字伊尾2380番地１
債務者　能登友家子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３号
愛媛県四国中央市土居町土居510番地２、前住所愛媛県四国中央市土居町天満111番地３
債務者　三宅　美穂
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第３９号
愛媛県四国中央市妻鳥町1472番地の５、前住所愛媛県川之江市妻鳥町1461番地の１
債務者　石川　春美
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第４３号
愛媛県新居浜市松木町３番51号、前住所愛媛県新居浜市八幡２丁目12番30号
債務者　中川　光正
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第９号
大分県竹田市大字竹田町458番地３
債務者　山室　祐之
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大分地方裁判所竹田支部